

タウンミーティング

町長と
語ろう

テーマ「これからのまちづくり」

▼問い合わせ
企画グループ ☎079(435)0356

Q. 高齢者には、不便であり1時間にも1本でもコミュニティバスの運行を
A. すでに地域公共交通会議で計画をまとめており、できれば早く実現したい。コミュニティバスは、既存のバス路線には走れない
Q. 路線バスのルートや本数の改善を
A. 路線バスを増やすには、更に負担も求められ、検討が必要。一部は増便済み
Q. 土山駅西踏切は、交通量が多く横断歩道もない
A. 整備計画を進めるのが困難な状況。工場の西側は、来年度に道路を整備
Q. 生活道路の交通安全対策、歩道の改善を
A. 生活道路の安全対策についても進めていきたい
Q. 学童保育の施設はあるが、必要な人が使えなくなるので

は
A. 町が施設を整備し人件費も補助し、協議会で運営している。近隣市町は小3までだが、当町は小6まで受け入れているため過密状態であり、今後、検討していきたい
Q. 中学校給食の実施に向けて努力してほしい

A. まず配膳室の整備と運搬用のダムウエーターが必要。安全で安心できる温かい給食を学校給食法に基づき全員に提供したい
Q. 子どもたちが住み続けたいと思えるように
A. 町の先覚者もアピールし、文化面などでも播磨町を誇りに思えるようにしたい
Q. 高齢者の一人暮らしが不安
A. 一人暮らしの方には、安心ボタンを貸与するなどして

Q. 粉じんなど自然環境が悪化している。水道水もカルキが臭う
A. 粉じんなどを測定しており監視を続ける。水道水は地下水が主でおいしく安全といわれている
Q. 税の徴収率の向上を
A. 公平性の確保のため徴収

今後の予定
▶テーマ 住みよい地域づくり
▶場所・日時
○西部コミセン 2月14日(土)
○東部コミセン 2月15日(日)
いずれも午後7時~8時30分
※事前の申し込みは、不要です。

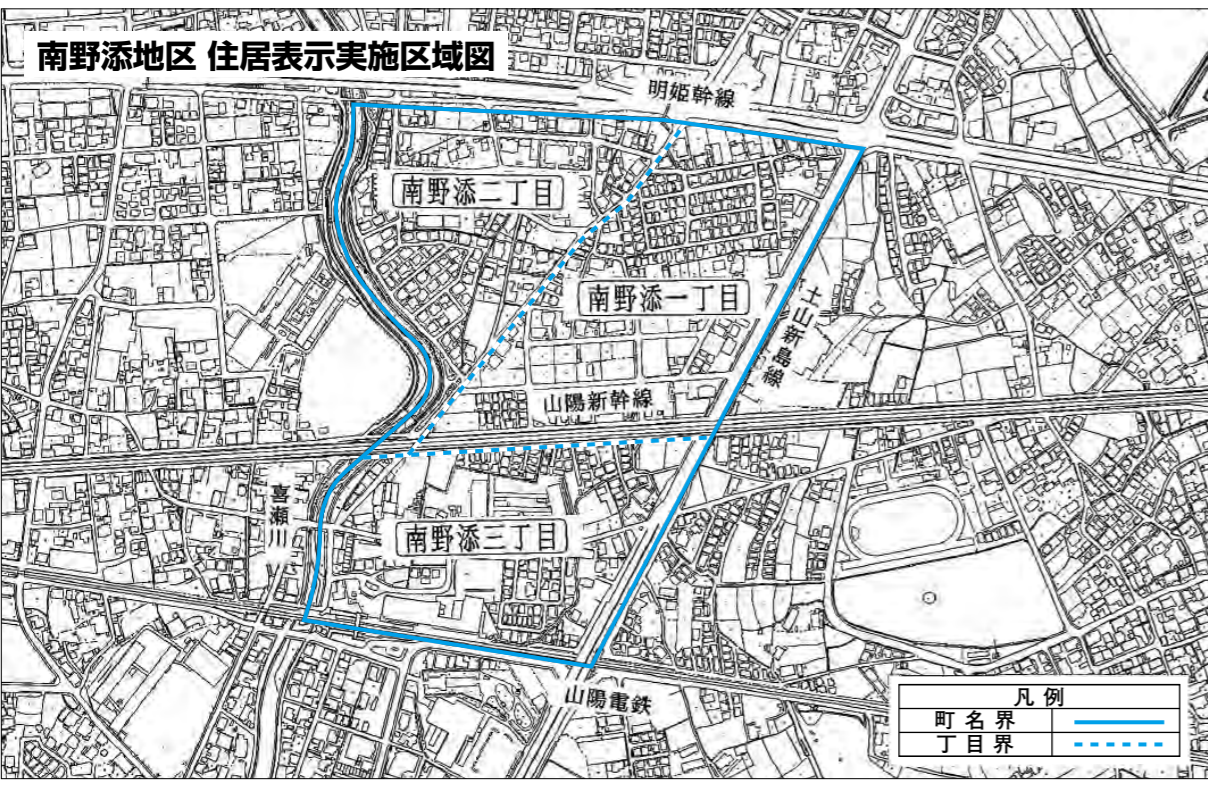
Q. 小さな緑がほしい
A. 総合計画のアンケートからも、安全で安心して暮らせることが望まれている。きめ細かな行政サービスにより、こころ豊かに暮らせるまちづくりをしていきたい
Q. 小ざくても緑がほしい
A. 環境に優しい取り組みとして、さらに食廃油の回収を進めたい
Q. 多くのイベントがあるが
A. 大中遺跡まつりを全国に誇れるまつりとして、遺跡がある特色を活かしたい
Q. コミ収集車の燃料が廃油を利用している
A. 環境に優しい取り組みとして、さらに食廃油の回収を進めたい

2月16日(月)から南野添地区の住居表示を実施します

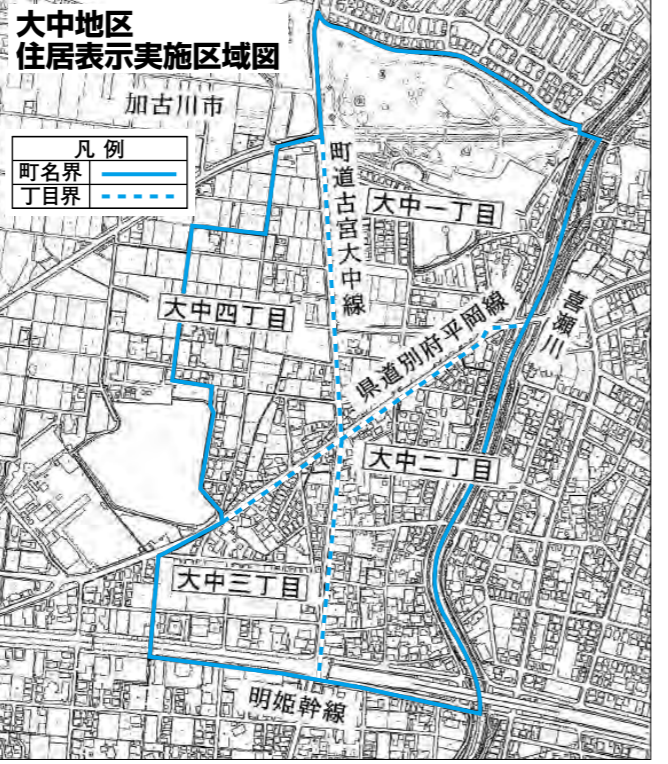
播磨町では、住みよい町づくりの一環として、町内の市街地全域を対象に順次「住居表示」を実施しています。このたび、2月16日(月)より南野添地区で住居表示を実施し、この地区では住所が新しくなります。

新しい住所は、従来の土地の番地を使った表わし方をやめ、住所だけに使う番号(ハウスナンバー)を使って表わします。ハウスナンバーは、道路や水路など目に見えるものを利用して、一定のルールに従って番号をつけます。

従来の住所
播磨町野添南〇丁目(野添・古宮)
〇〇番地の〇
↓
新しい住所
播磨町南野添〇丁目 〇番 〇号



大中地区の住居表示実施計画案が議決されました



播磨町議会12月定例会において、大中地区の住居表示実施計画案が賛成多数により可決されました。
実施日は、平成21年11月2日(月)です。今後、現地調査や

法務局調査を行い、対象地区の各世帯(法人を含む)へ新しい住所をお知らせすることになります。詳しい日程は決定次第お知らせいたします。

住居表示についてのお問い合わせは住民グループまでお願いします。
▼問い合わせ 住民グループ
☎079(435)2364

12月7日(日) 午前10時~11時40分
中央公民館にて
参加者 町政モニターほか 30人



加古川警察署からのお知らせ
振り込め詐欺にご注意
警察官や肉親を装い、現金の振り込みを要求するパターンをはじめ、様々な手口による振り込め詐欺が多発しています。迷ったら最寄りの警察署、交番、駐在所に相談しましょう。
▼県警なんでも相談電話
☎#9110

◎被害に合わないための対策
・あわてず、あせらず、まずは落ち着いて冷静に対応する
・お金を要求されてもすぐに振り込んだり送金したりしない
・身に覚えのない要求は無視する
加古川警察署からのお知らせ



国民健康保険税及び後期高齢者医療保険(長寿医療保険)制度保険料のお支払い方法は「年金からのお支払い」と「口座振替」の選択制となります

▼問い合わせ ○国民健康保険税について 税務グループ ☎079(435)0358
○後期高齢者医療保険料について 保険年金グループ ☎079(435)2581

国民健康保険税及び後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の保険料につきまして、口座振替でのお支払いをご希望される方は、税務グループ及び保険年金グループの窓口へお手続きをお願いします。

2月6日(金)までにお手続きいただきますと、平成21年4月分以降は年金からのお支払いが中止され、口座振替によりお支払いいただくこととなります。「お支払いいただく保険料(料)の総額は変わりません」

2月6日(金)を過ぎてお申し出いただいた場合は、6月分以降の年金からのお支払いについて中止となります。「ご了承ください」。



平成21年
4月から

これまでは、①2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった方、本人が口座振替で支払う場合、②世帯主・配偶者が、ご本人(年金収入が180万円未満の方)に代わって口座振替で支払う場合に限り、制限がなくなりました。

「ご注意ください」

1. お手続きに際しては、口座振替依頼書の提出が必要です。次の①～③をご持参のうえ、各グループまでお越しください。
2. 口座からのお支払いに変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分「留意ください」。
3. 保険料(料)の滞納が見込まれる場合は口座振替への変更が認められません。

住民登録は正しく行われていますか？

▼問い合わせ 住民グループ ☎079(435)2363

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主の続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となっています。

お住まいの市町村で、行政サービス確実に受けられるようにするために、引越などにより住所を移した方は、速やかに住民登録の届け出を行ってください。

また、現住所で住民登録をしていない方や登録が抹消されたままの方は、正しい住民登録が必要になります。

家庭内暴力などの被害者の方は、お申し出によって、新たな住所でも住民基本台帳の閲覧などを制限できます。

家庭内暴力(DV)の被害者の方を保護するため、住民基本台帳の閲覧などは制限できます

DV被害者の方については、警察署などに相談を行った上で、お住まいの市区町村に対して支援措置の実施を申し出ることに、加害者である配偶者などによる住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付などについて、制限を設けることとしていきます。

住基カードを取得された方へのお知らせ
住基カード(住民基本台帳カード)を取得された後に、転居・住居表示・氏名変更があった場合は、カードの裏面に変更内容の記載が必要となります。その際は、住民グループの窓口まで住基カードをお持ちいただき、その旨を申し出てください。
2月16日(月)に住居表示が実施される「南野添地区」の方は、2月16日(月)以降に窓口にお越しください。
また、町外へ転出する場合は住基カードを住民グループへ返納し、必要があれば、転入先の住所地の役所で、新たに交付申請の手続きをしてください。



新成人の皆さん、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう

▼問い合わせ 保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川社会保険事務所 ☎079(427)4740

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

▼義務と権利 日本国内に住む20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

▼加入の手続き 学生や自営業者などの第一号被保険者となる方は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをしてください。サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので個別の手続きの必要はありません。

▼保険料の猶予・免除 学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることもや不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するための制度です。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますので「ご注意ください」。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることもや不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するための制度です。

そのほかに経済的な理由などにより保険料の納付が困難な方のために、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

申請手続きなどの詳しくは、お問い合わせください。

住基カードを取得しませんか(平成23年3月末まで無料)

▼問い合わせ 住民グループ ☎079(435)2363

住基カード(住民基本台帳カード)は、身分証明書として利用できます。顔写真付きの住基カードは金融機関で口座を開設するときや携帯電話を新規購入する場合などに、運転免許証などと同様に身分証明書として利用できます。運転免許証のない方や、運転免許証を返納したご高齢の方に特に役立ちます。

▼住民基本台帳カード取得に必要なもの 運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付き証明書など。官公署が発行した顔写真付きの証明書をもちでない方は、ご自宅に照会文書を送付します。その後、改めてご本人に発行していただきますので、カードをお渡しできるまでに2、3日かかります。

住基カード交付手数料は、平成23年3月31日まで無料です。

電子証明書を取得してe-Taxを利用しませんか

平成20年分の所得税の確定申告の提出を、電子証明書を利用して、平成21年1月5日から3月16日までの期間内に行う場合、所得税額から最高5千円の控除を受けることができます。(平成19年分確定申告で、この税額控除の適用を受けた方を除く)

電子証明書は、住民グループの窓口で住民基本台帳カードを入手し、申請書などを提出して取得できます。

▶手数料 住民基本台帳カードは無料(平成23年3月31日まで)ですが、電子証明書は500円必要です

▶e-Taxを利用するために電子証明書の他に必要な物 ICカードリーダライタ(家電量販店やインターネット販売で購入できます)

▶問い合わせ 住民グループ ☎079(435)2363